

## 令和5年台風第13号について（第5報）

### 1 厚生労働省における対応

- (1) 9/7 15:00 厚生労働省災害情報連絡室設置

### 2 医療関係

- (1) 医療関係全般（9月11日7時00分時点）

- 各都道府県に対し、台風の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとることや非常用自家発電設備の燃料を確保しておくことなどの注意喚起を依頼（9/7）。

9月8日 千葉県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒9月9日 EMIS 警戒モード解除

9月8日 茨城県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒9月9日 EMIS 警戒モード解除

9月8日 埼玉県 EMIS 警戒モードに切り替え。

⇒9月8日 EMIS 警戒モード解除

- (2) 医療施設の被害状況（9月11日7時00分時点）

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

- (3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

### 3 生活衛生・食品安全関係

- (1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- 福島県内の事業者において発生していた断水解消済み。
- 茨城県内の1事業者において、2戸が断水中。一部断水解消済み。
- 千葉県内の事業者において発生していた断水は解消済み。
- 引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		

【福島県】 いわき市	44	0	9/9 ～9/10	・配水管（添架管）流失 ・停電による断水 （断水解消済み）
【茨城県】 北茨城市	41	0	9/9	・地下貯水槽への雨水流入 ・水道管破損 （断水解消済み）
たかはぎし 高萩市	5	0	9/8 ～9/9	・道路崩落による配水管破損 （断水解消済み）
ひたちし 日立市	3	0	9/8 ～9/9	・河川増水による水管橋流失 （断水解消済み）
ひたちおおたし 常陸太田市	3	2	9/8～	・河川増水による水道管（添架管）破損 ・応急給水実施中
【千葉県】 鴨川市	80	0	9/8 ～9/10	・配水管破損 （断水解消済み）
合計※	176	2		

※：各市町村等の断水戸数の合計

## ② その他

水道事業者等に対して、水道施設が被災した場合の対応などについて注意喚起を行うとともに、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請（9/7）。

## 4 社会福祉施設等関係

### (1) 高齢者関係施設の被害状況

千葉県茂原市において1施設に床上浸水及び断水あり。（9/9）→断水は復旧済み（9/10）

千葉県千葉市において1施設に断水あり。（9/10）

上記被害があった施設において、人的被害なし。

引き続き情報収集に努める。

市町村名	被災施設数		被災状況別内訳					
			浸水等		停電		断水	
	最大	現在	最大	現在	最大	現在	最大	現在
千葉県	2	2	1	1	-	-	2	1
もばらし 茂原市	1	1	1	1	-	-	1	-
ちばし 千葉市	1	1	-	-	-	-	1	1
合計	2	2	1	1	-	-	2	1

### (2) 障害者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

### (3) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、台風の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。(9/7)

## 5 保健・衛生関係

### (1) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(9/7)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(9/7)。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

### (2) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。(9/7)

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

### (3) 被災者の健康管理

・各都道府県・保健所設置市・特別区、DHEAT事務局に対し、連絡体制の確保を依頼(9/7)。

・各都道府県・保健所設置市・特別区に対し、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するための資料をまとめた事務連絡を送付し、避難所生活を送る被災者の健康管理を行うに当たり、十分な対策を行うよう要請(9/7)。

・現時点で保健所の被害報告なし。引き続き情報収集に努める。

(4) 避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡をリーフレットと共に発出した(9/9)。

※「令和5年台風第13号に伴う災害にかかる感染症予防対策等について」(令和5年9月9日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡)

### (5) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨の事務連絡を都道府県等に発出(9/9)。

※「【事務連絡】令和5年台風第13号に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和5年9月9日付け関係課連名事務連絡)

## 6 地方支分部局関係

(1) 都道府県労働局関係(管内の状況) 【9月8日(金)18:00時点】

○千葉労働局

千葉南公共職業安定所の付属施設である「東金市地域職業相談室」について、大雨の影響で床上3センチ程度の浸水が発生したため、9月8日13時00分より閉庁とすることを決定。千葉局ホームページで周知対応済み。

## 7 労働基準関係

(1) 労災病院における被害状況

福島労災病院において浸水被害が発生

① 浸水場所:地下1階

(中央監視室、ボイラー室、電気室、厨房、職員食堂等)

② 浸水時間:9/9未明(推定)

※地下には夜間は職員がおらず、早朝出勤した職員が発見。

③ 浸水の影響

○厨房の浸水による食事提供への影響

・業務用冷蔵庫3台停止。

・地下まで使用可能な業務用及び配膳用エレベーター停止。

→配膳用エレベーターが復旧。配膳の問題は解決

・患者給食についてはプロパンコンロで調理が可能。院内調理が継続できることを確認。

・9/9の昼食は提供完了。夕食も提供はできる見込みであるが、9/10以降の食事提供については現在調整中。

○ボイラー室浸水による影響

・小型還流ボイラー用供給ポンプが冠水のため故障、ボイラー停止中。

→ボイラーの修理は9/11(月)以降になる

・全館空調停止

→誤りであることが判明。影響なし。

→気温が低いこと、個別空調が多いことから大きな問題にはなっていない

い。

- ・手術滅菌

→ボイラーが止まっているため蒸気滅菌器が使えない。9/11以降の手術に影響の可能性あり。9/12(火)の予定手術分まで滅菌済み。9/13(水)以降の予定手術及び予定外手術は検討が必要。

- ・食器洗浄機

→蒸気を使用するため食器洗浄機が使えない。食事の提供に影響。

→食器洗浄の効率は落ちているが対応は可能

- ・給湯：病棟シャワーが使用不可

○診療への影響：救急受入れも含め、診療制限はしていない。

○ライフラインへの影響：電気、ガス、水道は問題なし。

#### ④ 自治体との連携

9/9 いわき市保健所及び福島県災害対策本部から被害状況に関する問合せの電話があり回答済み。

## 8 障害者支援関係

### (1) 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（9/9福島県、茨城県、千葉県）

### (2) 指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取扱い等について

被災した就労継続支援 A 型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。（9/9）

### (3) 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を都道府県等に周知。（9/9）

## 9 介護保険関係

### (1) 被災した要介護高齢者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等につい

て、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（9/9福島県、茨城県及び千葉県）。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（9/9）。

また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を发出（9/9）。

## (2) 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知（9/9福島県、茨城県及び千葉県）。

日本介護支援専門員協会に対し、要介護高齢者等の被害状況の把握について協力を依頼（9/9）

## (3) 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請（9/9福島県、茨城県及び千葉県）。

## (4) 被災に係る介護報酬等の取扱いについて

要介護高齢者等や介護サービス事業所が被災した場合における介護報酬等の取扱いについて、緊急的に柔軟な対応が可能であることを周知（9/9）。

## 10 災害ボランティア関係

○ 社会福祉協議会において災害ボランティアセンターが開設されている市町村は、3県4市であり、詳細は下表のとおり。

県名	市町村名	開設日	閉鎖日
福島県	いわき市	9月10日	—
茨城県	たかはぎし 高萩市	9月9日	—
	きたいばらきし 北茨城市	9月9日	—
千葉県	もぼらし 茂原市	9月10日	—

※ニーズ調査中のためボランティアの募集を開始していない場合等がある。

※募集範囲を当該市町村内や同一県内在住者等に限定している場合がある。

以上